

会 議 録		令和 8 年 6 月 24 日 作成	令和 12 年 3 月 末 日 廃 棄
会議名	京都府南丹警察署協議会（令和 8 年度第 1 回）		
開催日	令和 8 年 6 月 24 日（水曜日）		
時 間	午前 10 時から午前 11 時 20 分までの間（80 分）		
場 所	京都府南丹警察署 講堂		
出席者	春田会長、海野委員、森委員、山内委員、飯田委員、今井委員、梅垣委員、 塩邊委員 （欠席 廣瀬副会長） 計 8 人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、交通課長、 警備課長、交通指導係長、広聴相談係長 計 10 人		
諮 問 事 項	改正道路交通法について		
会 議 内 容	1 署長挨拶 司会 副署長 2 会長挨拶 3 協議 司会 副会長 諮問事項説明 改正道路交通法について～交通課長 【委員】 自転車は原則、車道を走行することになっているが、中央線がオレンジ色の追越し禁止区域では、自転車を追い越すことはいけないのか。それともオレンジ色の中央線を越えなければ追越しは可能なのか。 【警察】 道路交通法上では、原則オレンジ色の中央線からはみ出して走行する行為が違反となるので、道幅が広く中央線からはみ出ないような道路では、自転車を追い越すことは可能である。 【委員】 中央線のない生活道路では、法定速度が 60km/h から 30km/h に引き下げられるが、一部の道路では、指定速度 40km/h になる区間もあるとの説明であった。今後、標識が設置されるのか。 【警察】 中央線が引かれている場所と引かれていない場所が混在する道路があり、区間によって法定速度が 60km/h のままであったり、30km/h に引き下げられたりと混乱を来すことになる。交通の安全と円滑を図るため、最高速度 40km/h の標識を設置して、この区間を統一した速度で走行できるように考えている。 【委員】 中央線がない生活道路は、法定速度が 30km/h になるが、一部の道路では、		

会 議 内 容	中央線があっても法定速度が30km/hになる道路があるとの説明であったが、具体的にはこういった道路なのか。 【警察】農道や林道等道路法上の道路管理者以外の管理者が設置した中央線については、道路交通法上の中央線とはみなされないことから、法定速度が30km/hに引き下げられる。 【委員】自転車での違反であっても運転免許の停止処分を受けることがあるとの説明であった。そもそも自転車には運転免許が必要ない。運転免許を持っているか否かは違反をした際に確認するのか。 【警察】取締り時の身分確認は、自転車の利用者であっても行う。運転免許の取得の有無についても確認する。 【委員】自転車で悪質、危険な違反をした時に、保有の運転免許が停止処分を受けることがあることを始めて知った。もっと周知していただきたい。 【委員】信号機のない横断歩道で歩行者が横断しようとしている場合は一旦停止をして歩行者を横断させなければいけないのは知っているが、自転車で渡ろうとしている場合も一旦停止する必要はあるのか。 【警察】自転車横断帯がある場所で、自転車が横断しようとしている場合は、自転車横断帯の手前で一時停止をして進路を譲らなければならない。単なる横断歩道では違反にはならないが、交通事故防止のため一時停止をして横断するのを待っていただきたい。 【委員】自転車の貸出しをしている業者があるが、貸し出した自転車の客が反則告知を受けた場合、業者に対する責任はあるのか。 【警察】業者に対する罰則はないが、自転車に乗車する場合は「ヘルメット着用」に努めなければならない。」という説明は必要である。 【委員】外国人に対してルールを周知させるために、多国語によるチラシはあるのか。 【警察】反則通告制度についてのチラシは、日本語、英語の2種類がある。また、自転車の交通違反の形態等については、日本語、英語、中国語、ベトナム語など、多国語が準備されており、これらを活用して、外国人研修生らを受け入れている企業等に対して研修を行っている。 4 事務連絡 令和8年度の第2回京都府南丹警察署協議会は、9月頃に開催予定である。 以上
--------------------	---

第1回京都府南丹警察署協議会の開催状況

